

# 公 募 公 告

下記のとおり公告します。

## 記

### 1 公募に付する事項

近畿財務局総合健康診査（人間ドック）業務（詳細は、参加要領【別途交付】参照）

### 2 公募に参加する者に必要な参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保できる者であること。
- (7) 本件に関する参加条件を全て満たしている者。
  - イ 業務実施施設が、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県又は東京都のいずれかに所在し、財務本省及び近畿財務局の官署のいずれかの庁舎までの所要時間が概ね30分以内であること。
  - ロ 当方が指定する検査項目を含む総合健康診査業務が実施可能であり、その費用は参加要領記載の金額以下で提供できること。
  - ハ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏えい等の防止策等）必要な措置を講じていること。
  - ニ その他詳細については、参加要領によるものとする。
- (8) 本件参加要領を受け取り、公募に係る説明を受けた者であること。

### 3 参加要領の交付場所及び参加申込書類提出期限等

- (1) 交付期間  
令和8年4月2日（木）から令和8年4月17日（金）まで（土日祝日を除く）。  
時間：9時30分から16時30分まで（12時00分から13時00分までの間を除く）。
- (2) 交付場所  
大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館8階  
近畿財務局総務部厚生課厚生係 電話 06-6949-6354
- (3) 参加申込書類提出期限等  
令和8年4月17日（金）16時30分までに上記交付場所に提出すること。

### 4 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記2に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

### 5 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の提出した申込書等は無効とする。

以上、公告する。

令和8年4月2日

財務省共済組合近畿財務局支部長 坂口 和家男

支出負担行為担当官  
近畿財務局総務部次長

平井 毅一郎